

2007年12月21日  
アルダージ株式会社

ニュースリリース

デジタルケーブル放送規格 特許ライセンスのための必須特許募集について

ライセンス受託事業を行うアルダージ株式会社は、本日2007年12月21日より下記日本のデジタルケーブル放送規格必須特許の募集を行います。

- ・社団法人日本CATV技術協会 策定：以下JCTEA標準規格
- ・JCTA日本ケーブルラボ 策定：以下JCL運用仕様
- ・社団法人電波産業会 策定：以下ARIB標準規格

デジタルケーブル放送の市場を広げるために、中立的な専門家が必須特許の評価を行い、複数の特許権者が所有する特許を一括で、公平にかつ合理的な条件でライセンスすることを目的としています。

特許募集および特許評価手続の概要は以下の通りです。

1. 対象特許：

(1) 下記のJCTEA標準規格・JCL運用仕様・ARIB標準規格の実施に技術的に必須とされる特許であり、かつ

(2) 日本において登録済みの特許

番号	規格名称
JCTEA STD-001	デジタル有線テレビジョン放送 限定受信方式
JCTEA STD-002	デジタル有線テレビジョン放送 多重化装置
JCTEA STD-003	デジタル有線テレビジョン放送 番組配列情報の構成及び識別子の運用基準
JCTEA STD-007	デジタル有線テレビジョン放送 デジタルケーブルテレビジョン受信装置
JCTEA STD-011	デジタル有線テレビジョン放送 地上デジタルテレビジョン放送パススルー伝送方式
JCTEA STD-012	デジタル有線テレビジョン放送 地上デジタルテレビジョン共同受信用ヘッドアンプ
JCL SPEC-001	B S デジタル放送トランスモジュレーション運用仕様
JCL SPEC-001-01	B S デジタル放送トランスモジュレーション運用仕様 不正使用防止機能詳細仕様
JCL SPEC-001-02	B S デジタル放送トランスモジュレーション運用仕様 ダウンロード機能運用仕様
JCL SPEC-002	東経110度CSデジタル放送 トランスモジュレーション運用仕様
JCL SPEC-003	デジタル放送リマックス運用仕様(自主放送)

JCL SPEC-004	デジタル放送リマックス運用仕様 ( i - H I T S )
JCL SPEC-005	J C - H I T S トランスモジュレーション運用仕様
JCL SPEC-006	地上デジタルテレビジョン放送パススルーならびに自主放送運用仕様
JCL SPEC-007	地上デジタルテレビジョン放送トランスモジュレーションならびに自主放送 運用仕様
ARIB STD-B20	衛星デジタル放送の伝送方式
ARIB STD-B24	デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式
ARIB STD-B25	デジタル放送におけるアクセス制御方式
ARIB STD-B31	地上デジタルテレビジョン放送の伝送方式
ARIB STD-B32	デジタル放送における映像符号化、音声符号化及び多重化方式
ARIB TR-B14	地上デジタルテレビジョン放送運用規定
ARIB TR-B15	B S / 広帯域 C S デジタル放送運用規定
その他の ARIB 規格	上記 J C T E A 規格ならびに J C L 規格で A R I B 規格準拠もしくは A R I B 規格に従うと明記されている規格部分

但し、MPEG-2 規格、MPEG-4 規格、H.264/MPEG-4 AVC 規格、IEEE1394 規格及びサーバー型放送は対象範囲から除く。

- ( 3 ) 電波による直接放送に関する既存の ARIB 必須特許ポートフォリオを構成する特許で、上記 ARIB 標準規格のみに必須である旨の判定を受けている特許は、新規判定とは別の確認判定を受けて戴きます。

## 2 . 特許評価受託機関：日本知的財産仲裁センター

【連絡先】日本知的財産仲裁センター ( JIPAC ) 事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 3-4-2 弁理士会館内

電話 / FAX : 03-3500-3793 / 03-3500-3839

メール : [info@ip-adr.gr.jp](mailto:info@ip-adr.gr.jp)

## 3 . 特許募集および評価のスケジュール ( 予定 )

2007 年 12 月 21 日 特許募集開始

2008 年 2 月末日 特許募集第一次締切り

( 第一回必須特許権者会議参加者を確定するためにいったん締め切りますが、特許募集および評価は以降も継続して行います )

2008 年 5 月末 第一回必須特許権者会議

評価手続完了後、申立特許が必須特許と評価された方に第一回必須特許権者会議の案内を送付いたします。

#### 4. 評価費用：

申立特許 1 件につき、申立対象の特許請求項が 2 項までは 80 万円、4 項までは 100 万円、4 項を超える場合は 1 項増す毎に 10 万円を加算します（日本知的財産仲裁センターの規則による）。

確認判定については、申立特許 1 件につき、5 万円とします。

詳細につきましては、アルダージ株式会社ホームページをご参照ください。

また、必須判定申立ての手續につきましては、併せて日本知的財産仲裁センターホームページをご参照ください。

アルダージ株式会社ホームページ : <http://www.uldage.com>

日本知的財産仲裁センターホームページ : <http://www.ip-adr.gr.jp>

---

#### 【アルダージ株式会社概要】

アルダージ株式会社は、パテントプールライセンスの管理促進を目的として設立されました。

社 名：アルダージ株式会社（ULDAGE Inc.）

所 在 地：東京都千代田区内幸町 1-1-1 インペリアルタワー内

設 立：2006 年 7 月 13 日

代表取締役社長：中村嘉秀

事業内容：

特許被許諾者からの特許料の徴収、特許権者への配分等の特許料管理事業

特許使用許諾契約の締結交渉、締結、契約作成等の特許使用許諾契約運用・管理事業

特許許諾対象技術に必須な特許の調査事業

#### 【報道関係各位からのお問い合わせ先】

アルダージ株式会社

電話 / FAX：03-3500-1572 / 03-3500-1573

メール：information@uldage.com

ホームページ：http://www.uldage.com